

各

| |
|------------|
| 都 道 府 県 |
| 大気汚染防止法政令市 |

 大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに
建築物等の解体等工事が開始された事案等について

平成 29 年 11 月 20 日付け環水大大発第 1711201 号にて、事前調査の不徹底により石綿含有建材が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案等についてお知らせしたところであるが、今般、今年 1 月末までの状況を別紙 1 のとおり取りまとめたのでお知らせする。

発注者及び施工業者等への指導の徹底が必要な事案が引き続きみられるところであり、今後、同種の事案の発生を防止するため、下記について留意の上、対応をお願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 事案の発生原因について

今回の取りまとめ結果によると、特定建築材料が把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事案は 147 件であった。発生原因としては、法規制の認識不足が 47 件と最も多く、設計図書・外観で確認できない箇所であったことが 33 件、発注者から受注者への伝達不備等情報共有の不徹底が 17 件と続いた。

2 事案の発生原因を踏まえた留意事項等について

同種の事案の発生を防止するための留意事項としては、平成 29 年 11 月 20 日付け環水大大発第 1711201 号にて示した事項と同様であるが、今回の取りまとめ結果によると、平成 30 年度においては、設計図書・外観で確認できない箇所から特定建築材料が見つかる事案が最多であり、また、法規制の認識不足を原因とする事案も引き続き多い。

事前調査を行ったものの解体が始まらないと確認できない箇所がある場合、適切な時期に当該箇所における特定建築材料の有無について確認がなされるよう、解体等工事の受注者に対して指導されたい。また、解体等工事を行う建築物等に特定建築材料が使用

されている場合の特定粉じん排出等作業届出や作業基準の遵守の徹底に加え、特に天井板の裏側などの隠蔽部では、それ自体には特定建築材料が使用されていない場合であっても、周囲の吹付け石綿などが付着している可能性があることから、そのような場所の調査、解体等工事の際には飛散防止対策を実施するよう併せて指導されたい。

なお、別添のとおり、平成30年4月20日付けの事務連絡で、平成30年4月20日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知で建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について関係団体の長に対して通知された旨をお知らせしたところであり、こちらについても参考にされたい。

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env. go. jp